

平成14年9月24日

裁判員制度，刑事裁判の充実・迅速化， 検察審査会制度の在り方についての意見

最高裁判所事務総局

第1 裁判員制度について

司法制度改革審議会意見（以下，「審議会意見」という。）は，刑事訴訟手続において，広く一般の国民から選任された裁判員が，裁判官とともに責任を分担しつつ協働し，裁判内容の決定に主体的実質的に関与することができる新たな制度を導入すべきであると提言した。

裁判所は，裁判員制度が導入されれば，その制度運営の主要な担い手となるわけであるが，そのような立場から，制度設計に当たって踏まえるべき基本的な考え方を指摘したい。

1 裁判員制度の制度設計に当たっての基本的考え方

制度設計に当たっては，裁判官と裁判員との間の適切な協働関係の確保を念頭に置くべきである。

国民の負担という観点も重要であり，参加を求められる裁判員にとって負担の少ない手続とすべきである。

憲法適合性の問題についても慎重に検討する必要がある。

(1) 裁判官と裁判員との間の適切な協働関係の確保

審議会意見は，裁判員制度の意義として，法律専門家である裁判官と非法律家である裁判員とが，相互のコミュニケーションを通じて，それぞれの知識・経験を共有し，その成果を裁判内容に反映させる点にあると指摘

している。そのためには、法曹（裁判官）と国民とが相互の信頼関係を基礎とし、互いに長所を生かし合い、足りないところを補い合う適切な協働関係が確保されることが不可欠である。

具体的な制度設計に当たっては、両者の間に十分かつ適切なコミュニケーションが確保され、それによって裁判員が審理の内容を十分に理解した上で、裁判官と実質的な評議を行い、その結果として両者の意見が反映された裁判内容が決定されるような仕組みが考慮されなければならない。これにより、適正な手続の下で真実を解明するという刑事司法の目的を実現しつつ、一般国民の視点を刑事裁判に反映させ、刑事裁判をより国民に身近で分かりやすいものとし、裁判に対する国民の信頼を一層高めることになるものと思われる。

(2) 国民の負担

裁判員制度の導入に当たっては、国民の負担という点が特に重要である。裁判員制度の導入は、裁判員として参加を求める個々人に対してはもとよりのこと、その家族、あるいはその人の所属する集団、組織等社会全体に大きな負担を負わせることになる。これが国民に受け入れられ、進んでその協力を得られるには、裁判員制度についての十分な理解が前提となることはもちろんであるが、具体的な制度の設計に当たっても、参加を求められる裁判員にとって負担の少ない手続とすることが、強く求められるというべきである。

(3) 憲法との関係

裁判員制度の憲法適合性の問題については、種々議論があり、いまだ十分に収れんしているとはいえない。裁判所としては、特に、裁判体の構成及び評決の在り方について、この観点から慎重に検討する必要があると考えている。

2 裁判員制度の基本的枠組みについて

対象事件は、少なくとも制度導入の当初においては、特に重大な事件に限定するのが相当である。

裁判体の構成については、裁判官と裁判員が実質的評議を尽くし、判決をすることができるようなコンパクトなものとするべきである。

裁判員は、事実認定及び量刑について、裁判官と同等の評決権を有するものとし、法律解釈及び訴訟手続的な判断は、裁判官が判断することとするのが相当である。

控訴審は、職業裁判官のみの構成とするべきである。

(1) 対象事件の範囲

裁判員が参加する対象事件については、国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい「法定刑の重い重大犯罪」とすべきであるとする審議会意見の趣旨を踏まえ、かつ、対象事件の範囲が国民の負担に直結する問題であることを併せ考えると、少なくとも制度導入の当初においては、特に重大な事件に限定するのが相当であろう。例えば、死刑又は無期刑を法定刑として含む罪、あるいは、法定合議事件のうち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のうち、いずれかとするのが考えられる。

(2) 裁判体の構成

前述の裁判員制度導入の意義に照らし、裁判官と裁判員が、共通の証拠を吟味し、問題点について実質的な評議を行い、結論に到達し、さらに、これを判決として国民に分かりやすく示すことが重要であり、裁判体の規模もこのような協働作業が実質的になされるようなコンパクトな構成とするべきである。

(3) 裁判員の権限

裁判員は、事実認定及び量刑について、裁判官と同等の評決権を有するものとすべきである。他方、法律解釈及び証拠の採否などの訴訟手続上の判断は、法律家による専門的な判断が要請される事項であるから、裁判官が判断することとするのが相当である。

(4) 上訴の在り方

控訴審は、事後審として、第一審判決の当否を審査するのが主な役割であり、第一審判決に法の規定する控訴理由があるかどうかを検討するという専門性、技術性の高い判断を求められる。また、控訴審では、第一審の訴訟記録及び当事者が提出してきた控訴趣意書等の書面を基に審査を行う書面審査が中心とならざるを得ない。一般国民の健全な社会常識を反映するという裁判員制度の趣旨に照らせば、控訴審に裁判員制度を導入することは、その意義に乏しい上、裁判員にも過重な負担を求めるもので、国民負担という観点からも望ましいものではない。控訴審については、裁判官のみの構成とすることが相当である。

なお、そのような制度とした場合に、控訴審裁判所が裁判員の参加した第一審裁判所の事実認定や量刑を尊重するようにするため、制度上、運用上の手だての要否について検討することも考えられよう。

3 裁判員選任手続の在り方

選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とした上で、公平な裁判を保障するという観点から一定の選定手続を設けるなどして、裁判官と協働して裁判内容の決定に関与するにふさわしい者を選任することとすべきである。

裁判員候補者の負担を可能な限り小さくするよう選任手続を工夫する必要がある。

裁判員の選任方法について、審議会意見は、「原則として国民全てが等しく、司法に参加する機会を与えられ、かつその責任を負うべきであるから、広く国民一般の間から公平に選任が行われるよう、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とすべきである。」としている。これを前提とし、かつ、先に述べた裁判員の規模、裁判員の負担等を考慮すると、公平な裁判を保障するという観点から一定の選定手続を経るとともに、裁判員としての責任を果たすことが著しく困難と思われる者については免除を認めるなどして、裁判官と協働して裁判内容の決定に関与するにふさわしい者を選任することが考えられる。

なお、選任手続の具体的制度設計に当たっては、その手続自体に伴う裁判員候補者の負担を軽減するため、召喚前の調査、質問等を活用することや、召喚後の手続に工夫を加えることなどを検討する必要がある。

4 公判手続等の在り方

裁判員に実質的な判断をしてもらえるよう分かりやすい審理を実現すること、できる限り審理を集中して裁判員の負担を軽減することの2点から、公判手続を見直すべきであり、争点整理の徹底、争点に集中した証拠調べの実施、連日的開廷の原則化などが重要である。

裁判員制度の下でも適正な手続で事案の真相を明らかにするという刑事手続の目的とするところは同じであり、それを可能とする刑事訴訟の基本的構造にも変わりはない。ただ、裁判員が実質的に評議に参加し判断するためには、裁判員が理解しやすいよう分かりやすい審理を実現すること、できる限り審理を集中して裁判員の負担を軽減することが重要であり、この2つの観点から、次に述べるとおり、公判手続を見直すべきである。

争点整理の徹底

十分な争点整理を前提とした審理を実現することが重要であり、後に述べる新たな準備手続において、争点整理を徹底して行うべきであり、公判手続開始時点において、争点が確定されていることが必要である。

争点に絞った証拠調べの実施

裁判員に証拠調べの内容を理解してもらうためには、争いのない事実と争点とを明確に区別し、証拠調べを争点に集中することが重要である。具体的には、争いのない事実については書証の同意による取調べや合意書面を活用するなどし、争点に絞った証人尋問を徹底する必要がある。

連日的開廷の原則化

裁判員の記憶の保持と負担軽減のため、審理の長期化を避ける必要があり、そのためには、十全の審理計画に基づき連日的開廷を原則とする集中的な審理を実現する必要がある。その前提としては、新たな準備手続において、争点整理を前提とする審理計画の立案を徹底することとともに、連日的開廷に耐えられる弁護士の態勢の整備が必須である。

第2 刑事裁判の充実・迅速化について

1 充実・迅速化に関する基本的な考え方

一部の事件において審理が長期化し、国民の刑事司法全体に対する信頼を傷つける一因となっており、審理の充実・迅速化を図るため、制度の在り方を検討すべきである。

裁判所は、これまで、現行の刑事訴訟法・刑事訴訟規則の枠内で、刑事裁判の充実・迅速化に向け、種々の運用上の工夫を重ねてきた。その結果、当事者の協力もあり、我が国の刑事裁判は、大部分の事件においてはおおむね迅速な審理がなされている。しかし、なお、一部の事件において審理が長期化してい

るのは事実であり，国民の刑事司法全体に対する信頼を傷つける一因となっていることは否定し難い。先般，司法制度改革推進本部の顧問会議によるアピールを受けて，小泉総理が裁判の結果が必ず2年以内に出されるよう提唱されたが，これは多くの国民の率直な感覚を反映したものであろう。これまでの刑事裁判のありようを踏まえて，これからの姿を検討するに当たり，この点は十分念頭に置いておかなければならない。

とりわけ，裁判員制度を導入した場合には，裁判員の理解や記憶の保持を容易にして裁判官との実質的な評議を確保するとともに，その負担を軽減するため，特に審理の充実・集中化を図り，連日的開廷を行って，迅速な裁判を実現することが不可欠である。

(注) 現在係属期間が2年を超える長期未済事件（被告人の病気や所在不明等の事由がある事例を除く。）を分析すると，長期化の主要な原因としては，開廷間隔が平均1か月程度と長いこと，証人調べ，被告人質問に多数回の公判を要したこと，釈明要求や証拠開示をめぐる紛議の解決に長期間を要したこと，自白の任意性，信用性に関する証拠調べに長期間を要したこと，起訴された事実が多数に上ることなどが挙げられる。

2 新たな準備手続の創設と証拠開示のルール化

徹底した争点整理を実現するため，受訴裁判所が主宰する新たな準備手続を設け，当事者には争点の明示義務を課すべきである。

新たな準備手続において，検察官が事案の解明に必要な証拠を早期に弁護側に開示するとともに，裁判所が開示の当否について裁定する手続を設け，証拠開示の判断基準をルール化すべきである。

(1) 新たな準備手続の創設

刑事裁判の充実・迅速化のためには、審議会意見も提言するとおり、何よりも第1回公判期日の前から、十分な争点整理を行い、明確な審理計画を立てられるよう、受訴裁判所が主宰する新たな準備手続を創設するとともに、その実効化を図るため、当事者に争点の明示義務を課すことが肝要である。

新たな準備手続において、検察官及び弁護人は、主張・立証を予定している事実の概略の開示と相手方主張事実に対する争点の提示、証拠の請求と相手方請求証拠に対する意見の明示を、受訴裁判所は、主張事実の整理と争点の明確化、証拠決定と公判期日の指定を、それぞれ行うことが考えられる。こうした準備手続の実施により、争点に集中した証拠調べを実現し、審理の充実とともに大幅な迅速化を実現できるものと期待される。

(2) 証拠開示の拡充

争点整理を徹底させ、公判の当初から集中審理を実現するためには、適正な範囲で証拠の開示が行われることが不可欠である。そのため、新たな準備手続において、検察官が事案の解明に必要な証拠を早期に弁護側に開示するとともに、弁護人が検察官請求証拠以外の証拠開示を請求した場合に、裁判所が検察官の意見を聴いた上で開示の当否について裁定する手続を設ける必要がある。もとより、適正な範囲での開示の判断基準のルール化も求められる。

(注) 判断基準のルール化の内容

ルールの内容としては、今後更に検討が必要であるが、例えば、開示の申し出があった場合、受訴裁判所は、公訴事実に関連する被告人の供述調書等、開示の必要性が高く弊害発生のおそれも乏しい一定の種類の証拠については、検察官から具体的な弊害の疎明がない限り開示を命ずることとし、それ以外

の証拠については、開示の必要性和開示による弊害とを考慮して、開示の可否を決するといったものが考えられる。

(注) 予断排除の原則との関係

受訴裁判所が上記のような手続を第1回公判期日前に行うことが予断排除の原則に違反するのではないかとの指摘もある。しかし、予断排除の原則は、戦前の刑事裁判のように、当事者の一方である検察官の資料、記録を裁判所が引き継いで、それだけにに基づき事件について一定の心証を抱いて公判手続に臨むことが公平でないということから、このような在り方を排除することを目指したものである。裁判所が、公判手続前に争点を整理して審理計画を立てるために、両当事者が参加する手続で、その主張を聴くことや、証拠開示に関する裁定を行うことは、事件について事前に心証を形成するものではなく、予断排除の原則に触れるものではないと考えられる。

3 争点中心の証拠調べの実施

争いのない事実関係については、同意書証や合意書面を活用し、争点の判断に真に必要な証人尋問等を行って、争点中心の証拠調べを実施する必要がある。

自白の任意性、信用性が争点となった場合に、取調べの過程や状況に関する必要な判断資料を確保し、適正かつ迅速に審理・判断できるような制度上・運用上の方策を講じることが必要である。

(1) 争点中心の証拠調べの実施

新たな準備手続において争点を明確化した上で、争いのない事実関係については、同意書証や合意書面を活用し、争点の判断に真に必要な証人尋問等を行って、文字どおり争点中心の証拠調べを実施することにより、無駄のない充実した審理が可能となり、適正、迅速な裁判の実現を図ること

ができるものと考えられる。

(2) 自白の任意性，信用性が争点となる事件の充実・迅速化

自白の任意性，信用性が争点となった場合に，取調べの過程や状況に関する必要な判断資料を確保し，適正かつ迅速に審理判断することができるような制度上・運用上の方策を講じることができれば，審理の充実・迅速に資するところが大きい。審議会意見が「取調べの都度，書面による記録を義務づける制度を導入すべき」と提言していることからすれば，自白の任意性，信用性が争点となった場合に，少なくとも，この記録を証拠として取り調べることが運用上，制度上確保できなければならない。

4 審理の充実・迅速化を担保するための方策

連日的開廷，集中審理を実現するためには，審理期間や開廷ペースについての法定化や訴訟指揮権の強化の方策などを検討する必要があるほか，弁護人の態勢整備が必要である。

(1) 連日的開廷の確保のための関連諸制度の整備

争点整理を徹底した上でも，多数の証人尋問が必要となる事件がある。このような事件の審理を迅速化するため，開廷間隔を短縮し，連日的開廷を行うことが特に重要である。

そのためには，審議会意見が提言するとおり，連日的開廷の確保のための関連諸制度の整備が必須である。具体的には，連日的開廷が原則であることを法律上明示するとともに，公職選挙法の百日裁判の規定にならい，審理期間や開廷ペースについて法定化することが有効である。

(2) 裁判所の訴訟指揮権の強化

迅速な裁判を実現していくために，適切な訴訟指揮権の行使と，当事者がこれに従うというルールが不可欠であるが，弁護人が訴訟指揮に従わな

い事例もある。そこで、訴訟指揮権の強化を図るとともに、当事者の不当な言動、逸脱的な訴訟活動等に対する有効かつ適切な規制が加えられるようにすることを検討する必要がある。

(3) 多数訴因事件における迅速化のための措置

審理が長期化している事件の中には、検察官の起訴事実（訴因）が多数に上るため、必要な証人数が極めて多く、上記のような手段を尽くしても、なお審理に長期間を要する事件もある。このような事件において、審理を迅速化するためには、審理の在り方のみでなく、起訴のありようをも視野に入れた検討が必要であろう。

(4) 弁護態勢の整備

連日的開廷を原則とする集中審理を実現するためには、特定の事件に専念し、連日的・集中的な期日指定に応じることができ、かつ、実質的に検察官と対等に訴訟追行をなし得る弁護態勢を構築する必要がある。

第3 検察審査会制度の在り方について

1 検察審査会の機能の充実・強化等

起訴相当の議決に法的拘束力を与え、検察審査会の意見を公訴権行使に直截に反映させるべきである。

十分な審査と適正な判断を保障するため、検察審査会の審査手続の充実を図るべきである。

(1) 法的拘束力を付与すべき議決とその手続等

審議会意見は、検察審査会の一定の議決に対し法的拘束力を付与する制度を導入することを提言している。

検察審査会の「起訴相当」の議決は、「検察官が不起訴にした事件を起訴して裁判にかけるべき」との判断を示したものであるから、この起訴相

当の議決に法的拘束力を与えるべきである。なお、検察官に再考、再捜査の機会を与えなければ起訴相当の議決をすることはできないとすることは、検察審査会の意見を公訴権行使に直截に反映させるという点からは問題があるものと思われる。

(2) 審査手続の充実のための措置

公訴提起は、被疑者はもとより、被害者や社会一般にとっても重要な意味を持つものであるから、検察審査会の議決に公訴提起の効力を認めるためには、検察審査会の審査手続の充実を図り、十分な審査と、適正な判断を保障することが必要である。

そこで、検察審査会が起訴相当の議決を行うためには、検察官から必要的に意見聴取をする制度が考えられる。また、検察審査会が起訴相当の議決をするに際しては、法律専門家による助言を求めることのできる制度が確立される必要がある。

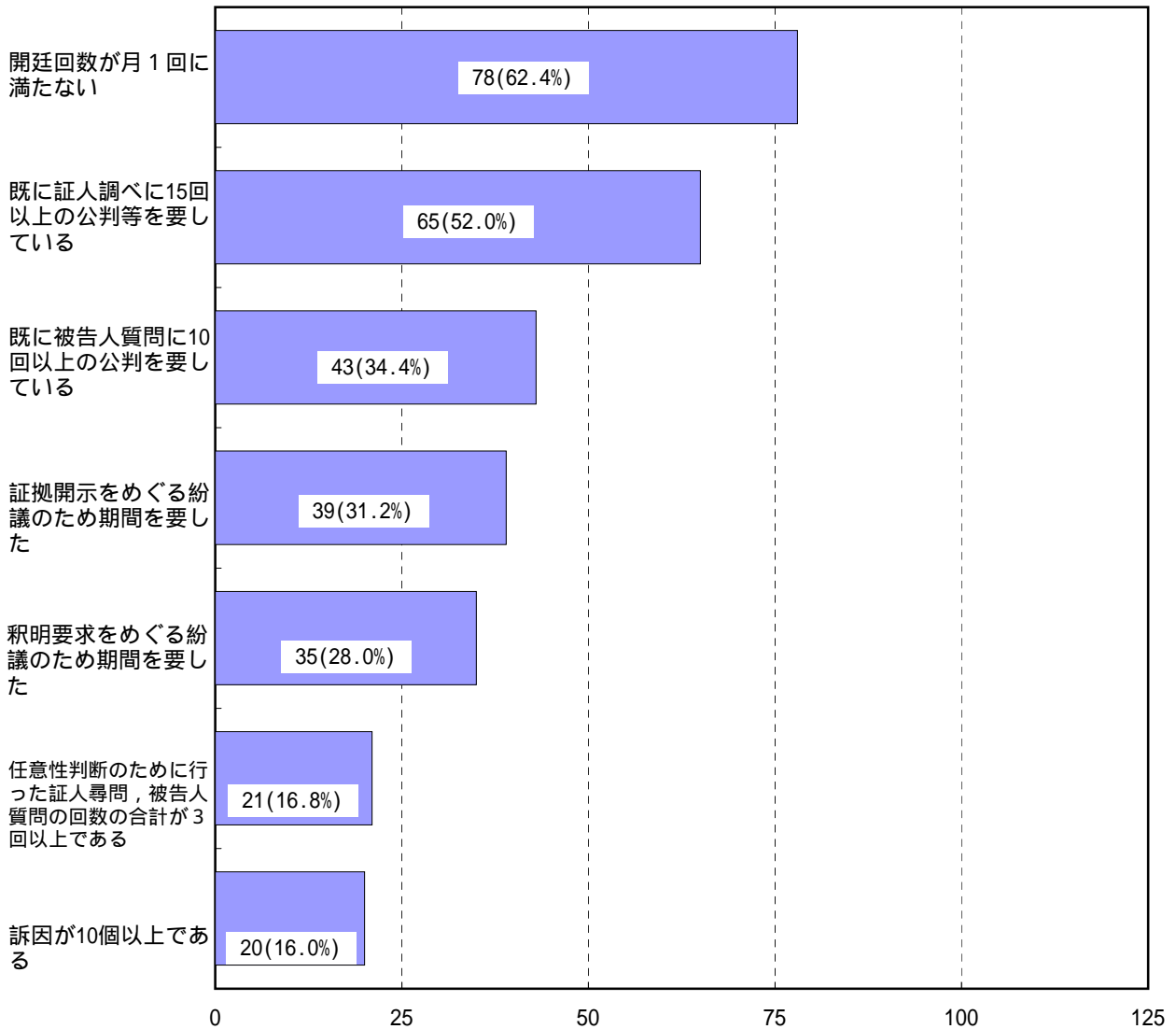
2 検察審査会の配置の適正化

検察審査会の機能の充実・強化を図る上で、検察審査会の配置を合理的なものに見直すことが必要であり、検察審査会法の改正を検討する必要がある。

検察審査会の機能の充実・強化を図る上では、大都市での事件数の増加と審査の長期化に対応する必要がある。一方で、事件数が極端に少ない庁も見られるなど、配置が著しくアンバランスとなっている。検察審査会の配置を、現在の事件動向、交通事情に即して合理的なものに見直すことが必要であり、検察審査会法の改正を検討する必要がある。

事案複雑等を理由に係属期間が2年を超える事件の長期化の原因別件数

(平成14年7月末現在 - 地裁)



(件)

(注) 1 審理期間が2年を超える事件のうち、事案複雑等を長期化の原因とするものは、186人(実人員・件数立てで125件)である。うち、証拠調べを終了している事件は58人(実人員・件数立てで43件)であり、その他の事件については証人調べ数、被告人質問の回数などがさらに増えることになる。

(事案複雑等とは、事案が複雑であること又は公判期日の指定が困難であるか、若しくはその変更、延期が多数であることなどを主要な事由として審理が長期にわたっているものをいい、被告人の逃亡、所在不明、疾病、心神喪失等を長期化の事由とするものは含まない。)

2 これらの事件の開廷回数の平均は41.8回、開廷間隔の平均は1.1月、取調べ済みの証人数の平均は21.0人、訴因数の平均は6.0個であった。

最高裁判所 資料2

新受の審査事件が無かった庁(平成13年1月1日～平成13年12月31日)

東京高裁管内

地 裁	検察審査会
甲 府	都 留
長 野	佐 久
新 潟	佐 渡

福岡高裁管内

地 裁	検察審査会
福 岡	直 方
	田 川
	島 原
	平 戸
長 崎	福 江
	厳 原
	大 分
大 分	佐 伯
	竹 田
熊 本	天 草
鹿 児 島	加 治 木
	川 内
宮 崎	日 南
那 覇	平 良

大阪高裁管内

地 裁	検察審査会
京 都	宮 津
	福 知 山
神 戸	豊 岡
	洲 本
大 津	彦 根
	長 浜
和 歌 山	田 辺
	新 宮

仙台高裁管内

地 裁	検察審査会
仙 台	気 仙 沼
盛 岡	遠 野
	宮 古
秋 田	能 代
	大 館
	横 手
	大 曲

名古屋高裁管内

地 裁	検察審査会
津	伊 勢
岐 阜	高 山
金 沢	輪 島

広島高裁管内

地 裁	検察審査会
山 口	萩
岡 山	新 見
鳥 取	倉 吉
松 江	出 雲
	浜 田
	西 郷

札幌高裁管内

地 裁	検察審査会
函 館	江 差
旭 川	留 萌
	名 寄
	稚 内

高松高裁管内

地 裁	検察審査会
徳 島	阿 南
	脇 町
高 知	須 崎
松 山	今 治

(合計48庁)

検察審査会の事件の審査状況

1 東京第一・第二，大阪第一・第二，横浜の各検察審査会

	審査開始までの平均期間(日)	平均新受件数(人)	年間平均会議回数(回)
平成11年	181.7	66.4	35.0
平成12年	150.8	95.2	33.8
平成13年	162.0	104.4	36.2

2 地裁本庁所在地(東京，大阪，横浜，係属皆無庁を除く)，八王子，堺，小倉の各検察審査会

	審査開始までの平均期間(日)	平均新受件数(人)	年間平均会議回数(回)
平成11年	125.9	20.0	18.2
平成12年	140.0	21.0	17.8
平成13年	141.3	25.7	18.3

3 1，2以外の各検察審査会(係属事件皆無庁を除く)

	審査開始までの平均期間(日)	平均新受件数(人)	年間平均会議回数(回)
平成11年	98.5	3.4	10.6
平成12年	66.0	4.1	10.2
平成13年	75.8	5.0	10.6

平成12年既済の前橋検察審査会の同一人からの申立て278件(特別公務員職権濫用等事件)につき，平成10年1月21日申立分の34件及び同11年1月15日申立分の244件をそれぞれ1件として計上した。